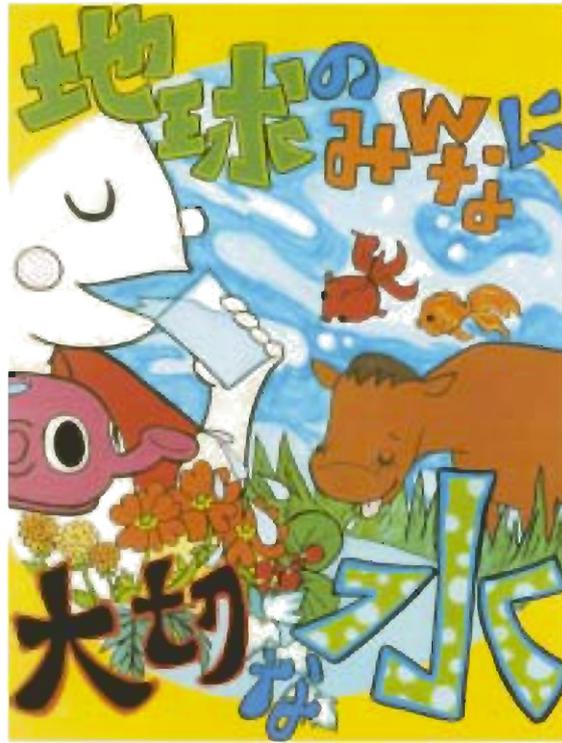


第46回 水道週間が6月1日から7日まで実施されます

安心の笑顔ひろがる水道水



第45回水道週間懸賞募集図画の部 中学校《特選》
関口全映さん(相模原市立相原中学校3年)の作品

水道の水は、飲み水はもちろん、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。人口が増え、産業活動が活発になると、より多くの水が使われるようになります。家の蛇口から出てくる水道水は、井戸や湧水等が、きめ細かな管理のもと、水道管を通じて届けられています。多くの人たちが、今日も、安全でおいしい水を絶やすことなく送る努力を続けています。みなさんも蛇口の

向こうのいろいろな努力に思いをめぐらし、水道の大切さについて、考えてみましょう。

【水道工事にご協力を。】
町では現在、施設の老朽化による設備の更新や下水道事業に伴う給水布設替工事などを行ってまいります。工事中は人や車の通行や騒音、断水等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご家庭等での給水装置の新設・増設・改造・修理・撤去などの工

事を行うときは、必ず富士見町水道指定給水装置工事業者へお申し込みください。

【下水道は正しく使いました】
食用油を食用油処理剤で処理し、一度混ざり合っても、他の排水と一緒に流すと食用油が分離することが、独立行政法人国民生活センターの調査から分かりました。処理直後の見た目の変化に感わされないようにしましょう。

食用油はなるべく使い切るようにし、廃棄する場合は、流さないで新聞紙にしみ込ませる等して、ゴミとしてステーションに出しましょう。

【宅内の下水道接続はお済みですか】
まだ、接続がお済みでないお宅は早めの接続計画をお願いします。

なお、下水道工事は町指定の工事店(富士見町下水道指定工事店)にお申し込みください。

【上下水道に関するお問い合わせは・・・】
役場 上下水道課
☎62-9354 (有)9354

個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の 平成16年度 税制改正のあらまし

平成16年6月1日より、所得税の申告・納付がインターネットなどからできるようになります(名古屋国税局管内では既に運用を開始しています)。利用に際しては事前に税務署に開始届出書を提出する必要があります。詳しくは e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

主な改正事項

引下げ	● 土地、建物等を譲渡した場合の税率	長期 一律20% → 一律15%(所得税)	一律6% → 一律5%(町県民税)
		短期 最低40% → 一律30%(所得税)	一律12% → 一律9%(町県民税)
廃止	● 土地、建物等を譲渡した場合の他の所得との損益通算及び繰越控除	● 長期譲渡所得の100万円特別控除	
		● 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	

【問い合わせ】 諏訪税務署 ☎52-1390

■町県民税の均等割額が4,000円になりました■

昨年度までは、人口規模により、市町村ごとに税額が異なりましたが、本年度の税制改正により、全国一律の税額になりました。これに伴い、富士見町の町県民税の均等割額も3,000円→4,000円に引き上げられました。

【問い合わせ】 財務課町民税係 ☎62-9122 有線 9122